

資料 1

有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格の Q&A

(別表 1 関係)

(問 9 2) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。

(答)

資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するものであるため、資材ごとに判断することになります。

具体的には

- ① 別表 1 に掲げられている資材であるかどうか
 - ② その資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないかどうか
 - ③ その資材の使用基準を満たしているかどうか
- を個別具体的に判断していくこととなります。

(問 1 0 4) 有機農産物の日本農林規格別表 1 にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

(答)

- 1 当該資材に合致する肥料及び土壌改良資材であるか否かの判断については、まず、有機農産物の日本農林規格第 4 条のほ場における肥培管理の項の基準を満たすととともに、当該規格の別表 1 に掲げられている以下の基準を満たす必要があります。
 - ① 予定されている用途において、当該資材の使用が必要不可欠であり、別表 1 に掲げられている他の資材では、質的又は量的に代替されないこと
 - ② 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る)
 - ③ 組換え DNA 技術を用いて製造されていないこと
 - ④ 病害虫の防除効果を有することが客観的に明らかなものではないこと(農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会において薬効が認められたものでないこと)
- 2 また、1 の基準を満たす資材についても、以下の内容に適合することが必要であり、これらの基準や条件を満たした資材についてのみ使用することができます。
 - ① 当該資材の製造、使用及び廃棄が、環境及び生態系に対する悪影響の原因となり、又はそれに寄与するものではないこと
 - ② 人間又は動物の健康及び生活の質に及ぼす負の影響が最低限のものであること
 - ③ 当該資材の使用が、土壌システムのバランス、土壌の物理的特性及び水や空気の商品質に対し悪影響を及ぼすものでないこと